

平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成29年3月

備 前 市 監 査 委 員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長に提出するものである。

なお、監査の結果に関する報告の決定は、同法同条第11項の規定により、複数の監査委員の合議によるところであるが、平成28年9月より、議員のうちから選任される監査委員が不在であるため、識見を有する者のうちから選任される監査委員である当職が監査の結果に関する報告を決定し、提出する。

平成29年3月

備前市監査委員 大 田 淳 一

目 次

ページ

第1	基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び日程	2
第7	監査の結果	3
1	八塔寺ふるさと農園	3
2	日生鹿久居島古代体験の郷まほろば	4

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年備前市監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

- (1) 備前市障害者地域活動支援センターゆずりは運営委員会
(備前市障害者地域活動支援センターゆずりはに係る指定管理者)

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年4月1日～21年3月31日

21年4月1日～24年3月31日

24年4月1日～27年3月31日

27年4月1日～30年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3,300,000円	3,300,000円	3,300,000円	3,300,000円	3,300,000円

- (2) 一般財団法人備前市施設管理公社（八塔寺ふるさと農園に係る指定管理者）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成25年12月1日～27年3月31日

27年 4月1日～30年3月31日

(注)25年11月30日以前の指定管理者は、財団法人吉永町振興公社

イ 指定管理料

平成25年度	26年度	27年度	28年度
1,500,000円	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円

(3) ベネフィットホテル株式会社（日生鹿久居島古代体験の郷まほろばに係る指定管理者）

ア 上記の者が指定管理者である指定期間

平成21年4月1日～24年3月31日

24年4月1日～27年3月31日

27年4月1日～30年3月31日

イ 指定管理料（直近5か年度）

平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4,300,000円	3,870,000円	3,600,000円	2,000,000円	0円

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
平成29年2月1日（水）	備前市障害者地域活動支援センターゆずりは運営委員会 一般財団法人備前市施設管理公社	吉永総合支所 備前市障害者地域活動支援センターゆずりは 八塔寺ふるさと農園
2月6日（月）	ベネフィットホテル株式会社	日生総合支所 日生鹿久居島古代体験の郷まほろば

第7 監査の結果

1 八塔寺ふるさと農園

(1) 意見（要望事項）

ア 経済性、有効性等の観点から検討する必要があると認められるもの

(ア) 農園の貸付けについて

八塔寺ふるさと農園は、豊かな自然に恵まれた地域資源を活用し、都市住民と農村住民の交流と共生を図るとともに、農業農村の活性化に寄与することを目的として設置されたものである。

そして、同園には、余暇の活性及び都市と農村の交流のため、55区画の貸農園が設置されており、備前市八塔寺ふるさと農園設置条例（平成17年備前市条例第165号）第12条の規定に基づき、1区画当たり年間15,000円の使用料で貸し出すこととしている。

一般財団法人備前市施設管理公社（以下「公社」という。）が平成26年9月30日に作成した八塔寺ふるさと農園の指定管理業務に係る事業計画書によれば、貸農園について、「弊社のホームページで、“八塔寺ふるさと農園の貸し農園”での自然とのふれあいや環境の良さをPRし、市外及び県外からの利用者増を図りたい」としているが、同公社のホームページには、特段、農園の貸付けや利用者の募集に係る情報は掲載されていない。

備前市が17年9月に策定した「指定管理者制度導入方針」によれば、指定管理者制度導入後に、指定管理者が事業計画に基づいた適正な管理を行っているかどうかを確認し、継続的な監視を行うこととしており、21年9月に策定した「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入の手引き」によれば、原則として年1回毎年度終了後、モニタリングシートを作成し、ホームページ等で公表することとしている。

しかし、上記の方針及び手引きを受けて備前市のホームページで公表されていた又は公表されている八塔寺ふるさと農園の26、27年度に係るモニタリングシートでは、それぞれ、貸農園の利用状況について収入計画額15,000円に対して実績額0円であることを明らかにした上で、市担当部課系の検証結果・業務改善分析等については「今後も宣伝方法を検討し、利用者を募ること」と記載する程度に留まっている。

また、貸農園の貸付実績についてみると、次の表のとおり、25、26、27年度は貸付実績がなく、28年5月から1区画のみが貸付けられていて、極めて低調となっている。

表 貸農園の貸付実績

(単位：区画)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28年度	0	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	

注(1) 毎年度とも、3月は貸し出しを行っていない。

注(2) 平成28年度は、28年12月までの集計である。

さらに、公社が市に提出した実績報告書によれば、八塔寺ふるさと農園の収穫体験や見学に係る来場者数は、26年度は1192人であったが、27年度は446人と減少している。

したがって、市は、公社に指定管理者制度に基づき管理をさせている八塔寺ふるさと農園の貸農園について、経済性、有効性等の観点から、指定管理の対象とする施設から除外することや、除外の後に不要財産として処分することなど、その設置の必要性等を検討する必要があると認められる。

2 日生鹿久居島古代体験の郷まほろば

(1) 指摘事項

ア 法令等に違反していると認められるもの

(ア) 公有財産滅失（損傷）報告書及び事故報告書が未提出となっていたもの

日生鹿久居島古代体験の郷まほろば（以下「まほろば」という。）に係る土地、建物といった公有財産については、備前市公有財産規則（平成17年備前市規則第46号）第3条の規定により、日生総合支所管理課に所属させることとなっており、同規則第5条の規定により、同課長は同課に所属する公有財産の管理等に関する事務を把握しなければならないとされている。また、まほろばに係る物品については、備前市会計規則（平成17年備前市規則第57号）第155条の規定により、同支所管理課に物品取扱者を置いて、同者に物品の受け払い及び保管に関する事務を取り扱わせることとなっている。

そして、備前市公有財産規則第28条の規定によれば、各課長は、管理する公有財産が災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、速やかに公有財産滅失（損傷）報告書を市長及び会計管理者に提出しなければならないこととされている。また、備前市会計規則第173条の規定によれば、物品取扱者は、保管に係る物品について亡失、毀損その他の事故を生じたときは、速やかにその原因及びその内容を記載した事故報告書を作成し、所属課長を経由して市長に提出しなければならないこととされている。

しかし、監査したところ、次のような事態が見受けられた。

① まほろばでは、平成25年9月に火災が発生し、建物1棟（帳簿価額263万4000円）を焼失しているが、日生総合支所管理課長は、公有財産滅失（損傷）報告書を市長及び会計管理者に提出していなかった。

② まほろばでは、27年11月に、再び火災が発生し、建物3棟（帳簿価額計4578万8000円）、物品42口（帳簿価額計409万5845円）を焼失しているが、日生総合支所管理課長は、公有財産滅失（損傷）報告書を市長及び会計管理者に提出していなかった。また、日生総合支所の物品管理者は、事故報告書を所属課長を経由して市長に提出していなかった。

以上のように、公有財産滅失（損傷）報告書及び事故報告書を提出していない事態は、備前市公有財産規則第28条及び備前市会計規則第173条の規定に違反していると認められる。